

大阪市立大学
テニュアトラック若手人材育成拠点
テニュア資格審査の方法・基準（ガイドライン）

1. テニュア資格審査は人事委員会が、テニュア教員として採用後に所属する研究科（以下、研究科）、テニュアトラック教員として所属している部局（以下、部局）、テニュアトラック人材育成拠点（以下、本部）と連携して行う。
ただし、テニュアトラック教員の現在及び過去の指導教員、メンターは、テニュア資格審査に関与することは認められない。
2. テニュア資格審査は、テニュアトラック教員として着任後4年経過時点で行う（最終審査）。また、着任後2年経過時点で行う中間審査も最終審査と同様の方法・基準により実施し、優秀と認められた場合には、テニュアトラック教員としての任期（5年）が満了する以前にテニュア資格を付与する。
3. テニュア資格審査のための評価の項目・基準は、研究科における通常の教員採用のそれらに準じる。ただし、テニュアトラック制度の特性に配慮して以下の追加・変更を行う。
 - (1) テニュアトラック教員期間内の研究活動成果の評価においては、計画・目標の独創性・先進性・達成度も考慮する。ただし、国際的に顕著な業績を上げている場合には、この限りでない。
 - (2) 教育活動、大学運営業務、社会貢献活動など、研究活動以外の評価においては、実績よりも今後の可能性を重視する。
4. 上記の「計画・目標」は、テニュアトラック教員が作成し着任後速やかに提出した案（研究計画書）に基づき、部局及び研究科が本部と協議して、案の提出後2カ月以内に定める。同「計画・目標」は、1年ごとに、テニュアトラック教員の申請に基づいて、見直す。
5. テニュア資格審査（最終審査）の結果に関して、審査対象者本人から本部に対する異議申し立てを、審査結果の通知（発送日）から1カ月以内に限って認める。

（以上）